

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度北上市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **12億2,404万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **73億3,722万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	障がい者介護給付費等事業	151,146	113,185			20,000	17,961
	障がい者相談支援事業	3,891	1,973			1,000	918
	要援護老人ホーム措置事業	13,903			1,901	5,000	7,002
	国民健康保険特別会計繰出金	54,130	28,973			10,000	15,157
	介護保険特別会計繰出金	116,630	5,701			39,004	71,925
	保育園保育実施事業	110,938	73,704		10,529	10,000	16,705
	児童手当等給付事業	138,592	110,943			10,000	17,649
	施設型給付費等負担金	71,768	47,618			15,000	9,150
	地域型給付費等負担金	66,834	50,114			10,000	6,720
	小学校就学援助事業	2,550	212			1,000	1,338
	中学校就学援助事業	2,415	92			1,000	1,323
小計	732,797	432,514		12,430	122,004	165,849	
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	925				400	525
	小計	925				400	525
合計	733,722	432,514		12,430	122,404	166,374	